

第1章 総 則

〔法律の目的〕

第1条 この法律は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする。

(解 説)

- 1 本条は、本法の目的を明らかにし、以下の各条の運用指針を明らかにした規定である。すなわち、本法は、(1)国民の宗教的感情に適合すること、(2)公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障を生じないこと、の2つの目的に沿って墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等の行為が行われるよう、各種規制措置を講じようとするものであり、各条項はこれらの趣旨に沿って合理的に解釈されねばならない。
- 2(1)「国民の宗教的感情に適合すること」を目的としているのは、墓地の設置や埋葬等の行為がそもそも国民の宗教的感情に根ざすものであり、それらが宗教的平穩の中で行われることが必要とされるからである（通知編<2>参照）。
- (2) また「公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われること」を目的としているのは、火葬若しくは埋葬等の行為又はこれらに係る施設の設置は、国民の宗教的感情等に基づき社会慣習として行われているが、その取扱いのいかんによっては、公衆衛生その他公共の福祉の見地からの制約を加えることが必要とされる場合があるからである。
- (3) 本法の施行に当たっては、これらの目的に従った運用がなされなければならないが、
 - ① 墓地、納骨堂又は火葬場の経営に当たっては、その公益性、永続性が確保されるべきこと。
 - ② 埋葬、火葬、改葬等の許可事務、墓地、火葬場及び納骨堂の設置管

第2条〔定義〕

理並びにこれらの施設の監督に当たっては、国民の宗教的感情に適合するよう配慮されるべきこと。

【注】

○憲法

〔個人の尊重と公共の福祉〕

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

〔宗教の自由〕

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教活動もしてはならない。

○刑法

第24章 礼拝所及び墳墓に関する罪

〔礼拝所不敬及び説教等妨害〕

第188条 神祠、仏堂、墓所その他の礼拝所に対し、公然と不敬な行為をした者は、6月以下の懲役若しくは禁錮又は10万円以下の罰金に処する。

2 説教、礼拝又は葬式を妨害した者は、1年以下の懲役若しくは禁錮又は10万円以下の罰金に処する。

〔墳墓発掘〕

第189条 墳墓を発掘した者は、2年以下の懲役に処する。

〔死体損壊等〕

第190条 死体、遺骨、遺髪又は棺に納めてある物を損壊し、遺棄し、又は領得した者は、3年以下の懲役に処する。

〔墳墓発掘死体損壊等〕

第191条 第189条の罪を犯して、死体、遺骨、遺髪又は棺に納めてある物を損壊し、遺棄し、又は領得した者は、3月以上5年以下の懲役に処する。

〔定義〕

第2条 この法律で「埋葬」とは、死体（妊娠4箇月以上の死胎を含む。以下同じ。）を土中に葬ることをいう。

2 この法律で「火葬」とは、死体を葬るために、これを焼くことをいう。

- 3 この法律で「改葬」とは、埋葬した死体を他の墳墓に移し、又は埋蔵し、若しくは収蔵した焼骨を、他の墳墓又は納骨堂に移すことをいう。
- 4 この法律で「墳墓」とは、死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいう。
- 5 この法律で「墓地」とは、墳墓を設けるために、墓地として都道府県知事の許可をうけた区域をいう。
- 6 この法律で「納骨堂」とは、他人の委託をうけて焼骨を収蔵するために、納骨堂として都道府県知事の許可を受けた施設をいう。
- 7 この法律で「火葬場」とは、火葬を行うために、火葬場として都道府県知事の許可をうけた施設をいう。

(解説)

- 1 本条は、本法を解釈するに当たって基本となる用語の定義を明らかにしたものである。
- 2 「埋葬」とは、死体を土中に葬ることであり、いわゆる「土葬」がこれに当たる。妊娠4箇月未満の死胎は、「死体」には該当しないので、これを葬る行為は、ここでいう「埋葬」には該当しない。妊娠4箇月の計算は、産婦人科医学の計算法に従うものであり、1カ月を28日と計算し、 $28日 \times 3 + 1日 = 85日$ すなわち、85日未満の死胎は、死体に該当しない。また、手術等により切断された手足等は、本法による死体に該当しない。なお、死体とは別個に頭髮、爪、歯のみを分割して埋める場合には、これらは死体に該当しない（通知編<11>、<29>、<57>参照）。

公衆衛生上の観点から見ると、土葬は最も注意を要すべき事柄であるが、一部の地域を除き、今日では大幅に減少している（資料編<Ⅳ-1-4>参照）。

- 3 「火葬」とは、死体を葬るため、これを焼くことをいう。死体の範囲は、

第2条〔定義〕

第1項の「死体」の範囲と同一である。一度埋葬した死体を焼くことも含まれる。

- 4 「改葬」とは、埋葬した死体を他の墳墓に移し、又は埋蔵し、若しくは収蔵した焼骨を、他の墳墓又は納骨堂へ移すことをいい、場所的な移動を伴う概念である。過去に埋葬した死体を火葬し、他の墳墓に移すことも「改葬」に含まれるが、埋葬した死体を火葬し、同一墳墓へ戻す行為及び埋蔵した焼骨を洗骨して同一墳墓に移す行為は、「改葬」には該当しない。

「焼骨」とは、死体を火葬した結果生ずるいわゆる遺骨であるが、遺族等が風俗・習慣によって正当に処分した残余のものは、刑法においても遺骨とはされない。すなわち、遺骨とは、火葬場で火葬を行い、その地方における風俗・慣習に従い、遺族等が骨揚げして骨つぼ等に収めたものを指し、その残余の骨、いわゆる残骨は、遺骨とはならない（同旨 大審院明治43年10月4日判決）。したがって本法においても残骨は規制の対象とはならないものと考えらるべきである。また、焼骨の一部を他の墳墓又は納骨堂へ移すいわゆる「分骨」は、「改葬」には該当せず、独自の手続（施行規則第5条）により処理される（第5条の解説19参照）。

【参考】

○大審院明治43年10月4日判決

「人の遺骨が刑法第190条の意義に於て侵害することを許さざる法益たるが為には死者の祭祀又は紀念の為、之を保存し又は保存すべきものたることを要し、死者の遺族其他遺骨を処分するの権限を有する者が風俗慣習に従い正当に之を処分したるものは此性質を有せざるを以て、之を領有するも刑法第190条の犯罪を構成することなし。而して死者の遺族其他葬式を挙行する者が死者の遺骸を火葬に付する場合に於ては、灰燼に帰したる遺骨は全部之を拾集することを得ずして多少其現場に遺留するは数の免がれ能はざる所なるを以て、其儘之を放擲するは風俗慣習に於て禁ぜざる所にして、此種の遺骨は他の砂塵と等しく之を遺棄し、又は猥りに之を領得するは道義上の見地に於て厭うべきものなりとするも刑法第190条の犯罪を構成すべきものにあらず。」

- 5 本条で定義された「埋葬」、「火葬」又は「改葬」を行おうとする者は、市町村長（特別区の区長を含む。）の許可を受けなければならない（法第

5条第1項)。

6 「墳墓」とは、死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいう。したがって、手術等により切断された手足を埋める場合、また死体とは別個に頭髮、爪のみを埋める場合、死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵することにならないかぎり本法による「墳墓」としての取扱いを受けないこととなる（通知編<24>、<29>、<30>、<32>、<38>参照）。

7 「墓地」とは、墳墓を設けるために、墓地として都道府県知事の許可を受けた区域をいう。自己所有の土地を使用し、自家用の墓地のみを設置した区域（いわゆる「個人墓地」）も「墓地」として第10条の許可を必要とする（第10条の解説2参照）。

墓地経営に必要な又は付帯する施設、例えば、駐車場、管理事務所、芝生、休憩所等は、墓地と同一の敷地内にあり、管理上、また社会通念からみても一体の施設とみられるものは、「墓地」の区域内に含まれる。

8 「納骨堂」とは、他人の委託をうけて焼骨を収蔵するために、納骨堂として都道府県知事の許可を受けた施設をいう。ここでは、「他人の委託をうけて」、「焼骨を収蔵するため」、「都道府県知事の許可を受けた施設」であることの3つが要件とされる。

まず、「他人の委託をうけ」ることが要件であるから、自己所有下の焼骨のみを自宅等に安置しておく場合には、当該自宅等は、納骨堂に該当しない。

次に、「焼骨を収蔵する」目的を有することが必要とされる。ここで「収蔵」とは、焼骨を収める方法の中で、「埋蔵」以外のすべての方法を指すものであり、例えば寺院等で預かるような場合も「収蔵」に該当する。ただし、火葬した後に墳墓に埋蔵するまでの過程において一時的な措置として寺院等の一隅に安置すること等は、「収蔵」に該当しない場合がある（通知編<2>、<3>、<38>参照）。

9 「火葬場」とは、火葬を行うため、火葬場として都道府県知事の許可を受けた施設をいう。火葬場とは、「火葬」を行う施設であり、「火葬」と

第2条〔定義〕

は、「死体を葬るために、これを焼くこと」（本条第2項）である。